

社会福祉法人シオン福祉会 理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の3第1項及び社会福祉法人シオン福祉会定款（以下「定款」という。）第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 支給しない
- (2) 非常勤の理事及び監事 報酬
- (3) 評議員 報酬
- (4) 評議員選任・解任委員 報酬

2 退職手当は、常勤の理事として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した場合のみに支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 非常勤の理事及び監事、評議員、評議員選任・解任委員の報酬は次のとおりとする。
ただし、1日に3,000円を限度とする。

- 2 非常勤の理事及び監事に対する報酬の額は、理事会及び監事監査等役員としての業務を行った日につき1日3,000円とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1回につき3,000円とする。
- 4 評議員選任・解任委員の額は、評議員選任・解任委員会の出席1回につき3,000円とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤の理事及び監事並びに評議員、評議員選任・解任委員に対する報酬は、それぞれ理事会又は評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行し、同年4月1日から適用する。